

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23

氏名 有限会社 健勝重建 代表取締役 相澤 政則 様

令和3年1月15日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

|                     |                   |                                    |
|---------------------|-------------------|------------------------------------|
| 事業の範囲               | 収集・運搬・中間処理・最終処分の別 | 収集・運搬                              |
|                     | 取り扱う一般廃棄物の種類      | 木くず（剪定木）、すき取り物（ボサ類）                |
| 営業所の所在地及び名称         |                   | 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23<br>有限会社 健勝重建      |
| 許可期間                |                   | 令和3年1月22日から<br>平成5年1月21日まで         |
| 一般廃棄物の収集を行うことができる区域 |                   | 豊頃町内全域                             |
| 許可条件                | 収集した廃棄物の搬入場所      | 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地12<br>有限会社 健勝重建 処理施設 |
|                     | その他               | 関係法令を遵守すること                        |

令和3年1月21日

豊頃町長 宮口

孝

北海道  
川柳  
豊頃  
町長印